

令和7年度 くにみ幼稚園
入園申込みのしおり



国見町教育委員会

令和6年10月

お問合せ先

国見町教育委員会 教育総務課（電話 585-2892）

国見町立くにみ幼稚園

（電話 585-2882）

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て関連3法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まり、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けるため、保育を必要とする事由等の基準に基づき、保育の必要性・必要量の認定制度が導入され、認定を受ける手続きが必要となりました。また、令和元年10月には一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、預かり保育の利用を希望される方は認定が必要となりました。

【教育・保育給付認定申請に必要な書類】・・・支給認定申請書

認定申請に基づき、年齢や保護者の就労状況等から、町が教育・保育の必要性、必要量を判断し、次の認定区分での認定通知を発行します。

認定区分	対象者	保育必要量	町内施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園(預かり保育を含む)の教育を希望	教育標準時間(5時間)	くにみ幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望	保育標準時間(11時間)	藤田保育所
		保育短時間(8時間)	
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望	保育標準時間(11時間)	藤田保育所
		保育短時間(8時間)	

【施設等利用給付認定申請に必要な書類】・・・子育てのための施設等利用給付認定申請書

認定区分	対象者	町内施設
新2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園預かり保育や認定こども園などの利用を希望	くにみ幼稚園 預かり保育

※保育必要量の認定なし

国見町内の施設について

施設名	所在地	対象児童
藤田保育所	国見町大字山崎字館東12番地1	0~2歳児
くにみ幼稚園	国見町大字森山字太田川36番地	3~5歳児
くにみ幼稚園預かり保育	国見町大字森山字太田川36番地	くにみ幼稚園児

国見町立くにみ幼稚園入園児募集について

幼稚園とは、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（学校教育法第22条）」教育施設です。

国見町では、早期教育の重要性に鑑み、3歳児からの幼稚園入園を実施しています。

くにみ幼稚園教育目標

あつかしに ひかりかがやく くにみっ子

- あ かるい子 （自主性・礼儀）
- つ よい子 （健康・根気強さ）
- か んがえる子（思考力・創造力）
- し んせつな子（親切・思いやり）

重点目標 主体的にかかわり学ぶ子どもの育成

○入園申込みについて

- 1 受付期間 令和6年11月1日（金）～11月12日（火）
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後4時30分)
- 2 受付場所 国見町教育総務課（観月台文化センター内）又は くにみ幼稚園
※転入により入園希望の方は、教育総務課にお申込みください。
- 3 申込み 「支給認定申請書」、「入園願書・通園に関する調査票」、「幼児生活調査票」に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出してください。
※その他、「令和7年度くにみ幼稚園入園申込書類」をご覧ください。
(預かり保育希望者は別途申請書類が必要ですので、5ページをご覧ください。)
- 4 対象年齢 (令和7年度町内全地区の3～5歳児)
 - ・平成31年4月2日～令和2年4月1日までに生まれた幼児（5歳児）
 - ・令和2年4月2日～令和3年4月1日までに生まれた幼児（4歳児）
 - ・令和3年4月2日～令和4年4月1日までに生まれた幼児（3歳児）

※令和7年度になってから満3歳となる幼児は対象外です。

5 幼稚園の保育時間

- ・月～金曜日の8時10分～13時30分

(祝祭日・年末年始を除く。夏・冬・春休み有)

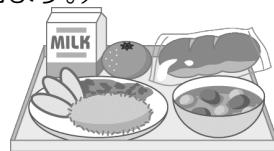
※朝7時～8時10分、13時30分以降に預かり保育を希望する場合は、P.4～の「幼稚園預かり保育について」を確認のうえ手続きしてください。

- ・年度当初、3歳児は園生活に慣れるために下記の降園時間、昼食となります。

クラス	時期	降園時間	昼食
3歳児(年少)	入園～2週間	11:30	なし
	3週間～4月末	13:30	週5日弁当
	5月～	13:30	週4日給食、週1日弁当
4歳、5歳児 (年中、年長)	入園翌日～	13:30	週4日給食、週1日弁当

6 昼食（※4月中、3歳児の給食はありませんが、弁当開始日より牛乳は出ます。）

- ・週4日（月・火・木・金）……給食
- ・週1日（水）……………弁当持参



○保育料について

◆令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの利用料が無料になりました。

◆その他の経費 月額1,500円程度

教材費、PTA会費等については、保護者負担になります。
※給食費については町の事業により無償です。

◆制服・用品等

- ・用品等の注文は申込み受付時にお知らせします。

○その他

- ・園児の登降園時の送迎は保護者の責任において行ってください。
- ・車がないなどの理由で送迎ができず、国見まちなかタクシーを利用し送迎する場合の費用助成制度があります。幼稚園への通園距離が片道2キロメートル以上で、国見まちなかタクシーを利用する場合は、教育総務課までご相談ください。

【助成額】

- | | |
|------------------|--------|
| ・生活保護世帯 | 費用全額 |
| ・前年度市町村民税非課税世帯 | 費用の2/3 |
| ・前年度市町村民税均等割課税世帯 | 費用の1/2 |
| ・前年度市町村民税所得割課税世帯 | 費用の1/3 |

・申込児童の家庭で保育料等の未納がある場合は、完納してからお申込みください。

幼稚園預かり保育について

保護者が就労等により家庭で保育ができない場合、早朝や降園後など幼稚園の保育時間外に預かり保育を実施しています。

1. 利用要件 ぐにみ幼稚園児で次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する場合

① 就労（家庭外）	家庭の外で仕事をしている場合
② 就労（家庭内）	家庭で、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合
③ 妊娠・出産	母親が、妊娠中又は出産の前後(8週間)の場合
④ 保護者の疾病・障害	病気等の治療や心身に障害がある場合
⑤ 親族の看護・介護	家庭において、長期にわたる病人の看護や心身に障害のある人の介護をしている場合
⑥ 災害復旧	火災や風水害、地震等により被害があり、家屋の滅失、損壊等の復旧作業を行っている場合
⑦ 求職活動	就職活動、起業準備を行っている場合 (年度当初は2ヶ月間、年度途中は90日以内)
⑧ 就学	就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑨ 虐待やDV	虐待やDVの恐れのある場合
⑩ 育児休業取得	既に幼稚園を利用している児童で継続利用が必要と認められる場合（町が必要と認める場合）
⑪ その他	上記の事由に類する状態として町長が認める場合

【保育の必要性の認定基準】

※上記基準の①②については、月当たり52時間以上の就労が必要です。

※申請書提出後も、保育を必要とする事由に変更があった場合、その都度提出をお願いします。

○保育期間 月曜日～土曜日及び春・夏・冬休み（日・祝祭日除く）

○保育時間 • 平日 早朝 午前7時00分～午前8時10分

午後 午後1時30分～午後7時30分

（3歳児は入園後2週間、午前11時30分～預かり保育）

• 土曜日、春・夏・冬休み

午前7時00分～午後7時30分（土曜日は午後6時30分まで）

○休日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、

お盆（8月14日～8月16日）

○昼食 土曜日、春・夏・冬休みは、弁当持参

○保育料

預かり保育の利用料は、利用日数に応じて（日額450円×利用日数）、最大月額11,300円までの範囲で利用料が無料です。

ただし、利用日数が25日を超えた場合は一部利用料が発生することになりますので、翌月に納付、または利用調整をお願いします。

※その他：おやつ・教材費等実費負担 月額1,500円

○持ち物 幼稚園の入園説明会時にお知らせします。

2. 利用申し込みに必要なもの

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・家族状況等調書
- ・保育の必要性を証明する書類（次の表に掲げる書類）

保育を必要とする事由	必 要 な 添 付 書 類
就労	就労証明書 ※自営業の方は、確定申告の写し/開業届の写し/営業許可証の写しのいずれかを添付
妊娠、出産	母子手帳の写し(表紙及び出産予定日の分かるページ)
保護者の病気、障害	診断書、身体障害者手帳の写し
親族の介護、看護	診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書
就学、職業訓練	在学証明書、学生証の写し、受講決定通知書等の写しのいずれか
その他	状況を証明する書類

○一時預かり

上記の申し込みをされていない家庭で、保護者の仕事や急な病気、私的 lý (冠婚葬祭・育児疲れ等) など、一時的に保育が必要な場合に週3日程度利用することができます。

5日程度前（緊急の場合は前日）まで、くにみ幼稚園又は、幼稚園預かり保育に申込みください。

- ・保育料

平日 1日 300円

土曜日・長期休暇（夏・冬・春休み） 1日 500円

・利用月の翌月に納付書を発行しますので、役場会計課または町指定金機関で納付をお願いします。

（別途おやつ・教材費 1回 70円、6回以上の場合は 1,500円保護者負担）

